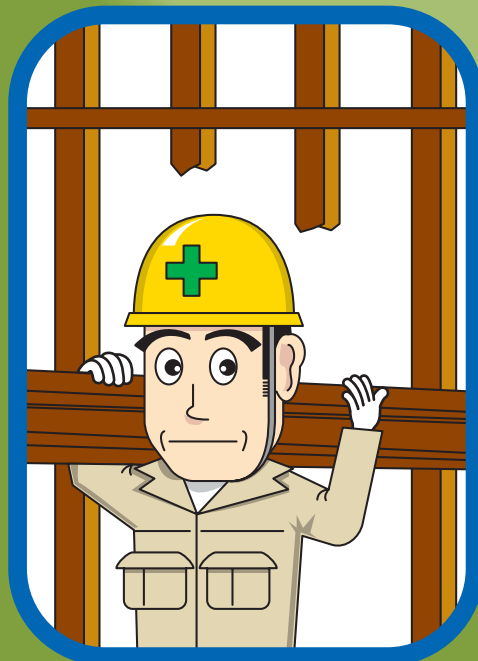
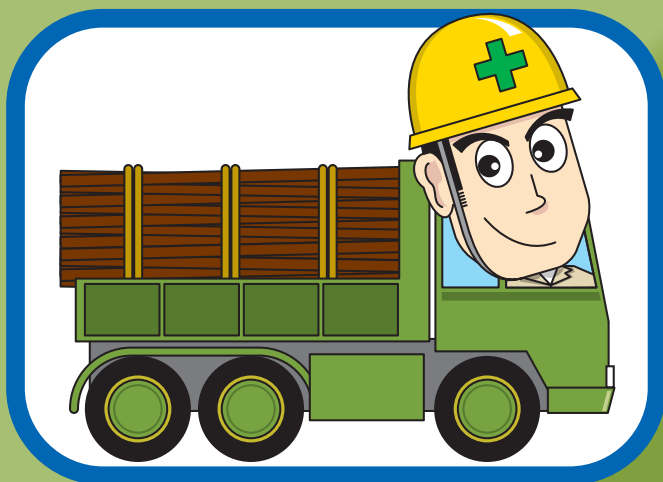


建築物の解体等に伴う 有害物質等の適切な取扱い



建設副産物リサイクル広報推進会議

概要

建築物の解体等（改修）に伴う有害物質等の適切な取扱いパンフレット

建築物等には、多種多様の有害物質等が使用されている可能性があります。解体・改修工事等においてはこれらの有害物質等を適切に処理することが必要となります。このパンフレットは、建築物等に**有害物質等が使用されている場合の確認方法・処理方法等について紹介**しています。解体・改修工事等における事前調査・事前措置の際に利用してください。

<建築物の解体工事では、建設リサイクル法や労働安全衛生法（石綿障害予防規則）大気汚染防止法フロン類法により事前調査や事前措置等が義務付けられています>

<建設リサイクル法※の建設リサイクルの観点での事前調査、事前措置>

ー事前調査による確認事項ー

- ① 対象建築物等の周辺の状況
- ② 分別解体等をするために必要な作業を行う場所
- ③ 廃棄物その他のものの搬出経路
- ④ 残存物品の有無
- ⑤ 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの
- ⑥ その他対象建築物等に関する調査（以下「その他の調査」という。）

ー事前措置の内容ー

- ① 作業場所および搬出経路の確保
- ② 残存物品の搬出の確認
- ③ 付着物の除去
- ④ その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置（以下「その他の措置」という。）

残存物品はそれまでの使用者（通常解体工事の発注者）の処理責任となりますので、解体工事に先立ち搬出・処理されていることを確認します。

付着物等には、吹付け石綿等の有害物質等があります。

その他の調査及びその他の措置として、付着物以外の有害物質等の事前調査・事前措置が必要です。

※：正式名称「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

●建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け

- 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事であって、一定規模以上の建設工事（対象建設工事）については、一定の施工準備に従って、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート（以上、特定建設資材）を現場で分別することが義務づけられています。
- 分別解体をすることによって生じた上記の特定建設資材の廃棄物について、再資源化が義務づけられています。

建築解体は
こうなります！

分別解体等

●コンクリート塊
●アスファルト塊
●建設発生木材

再資源化等

●再生骨材
●再生アスファルト合材
●木材チップ 等

<有害物質等は、各種の法律により取扱い等が規制されています>

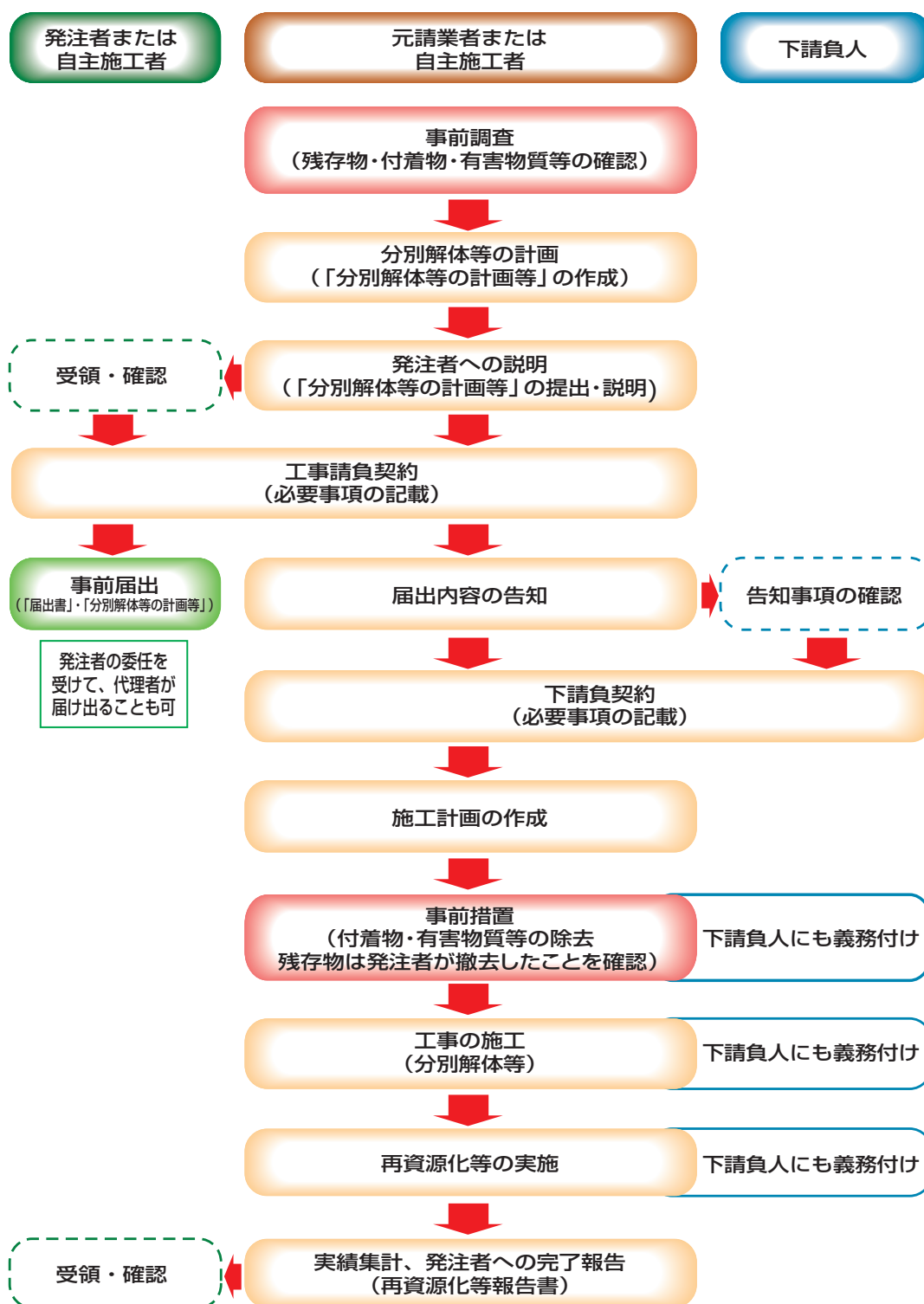
それぞれの有害物質等には、下記のような法律が適用されます。これらの法律も遵守して事前調査・事前措置・施工・廃棄物処理することが必要となります。

※病院や研究所等で、放射性廃棄物や、感染性廃棄物が発生することがあります。これらの廃棄物の大半は、一般には残存物品であり、発注者が処理すべきものです。

- ・石綿関連：労働安全衛生法／石綿障害予防規則・大気汚染防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- ・PCB関連：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）
廃棄物処理法
- ・フロン類：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）
- ・特定家電：家電リサイクル法・廃棄物処理法
- ・その他：廃棄物処理法

注）（ ）内は、略称

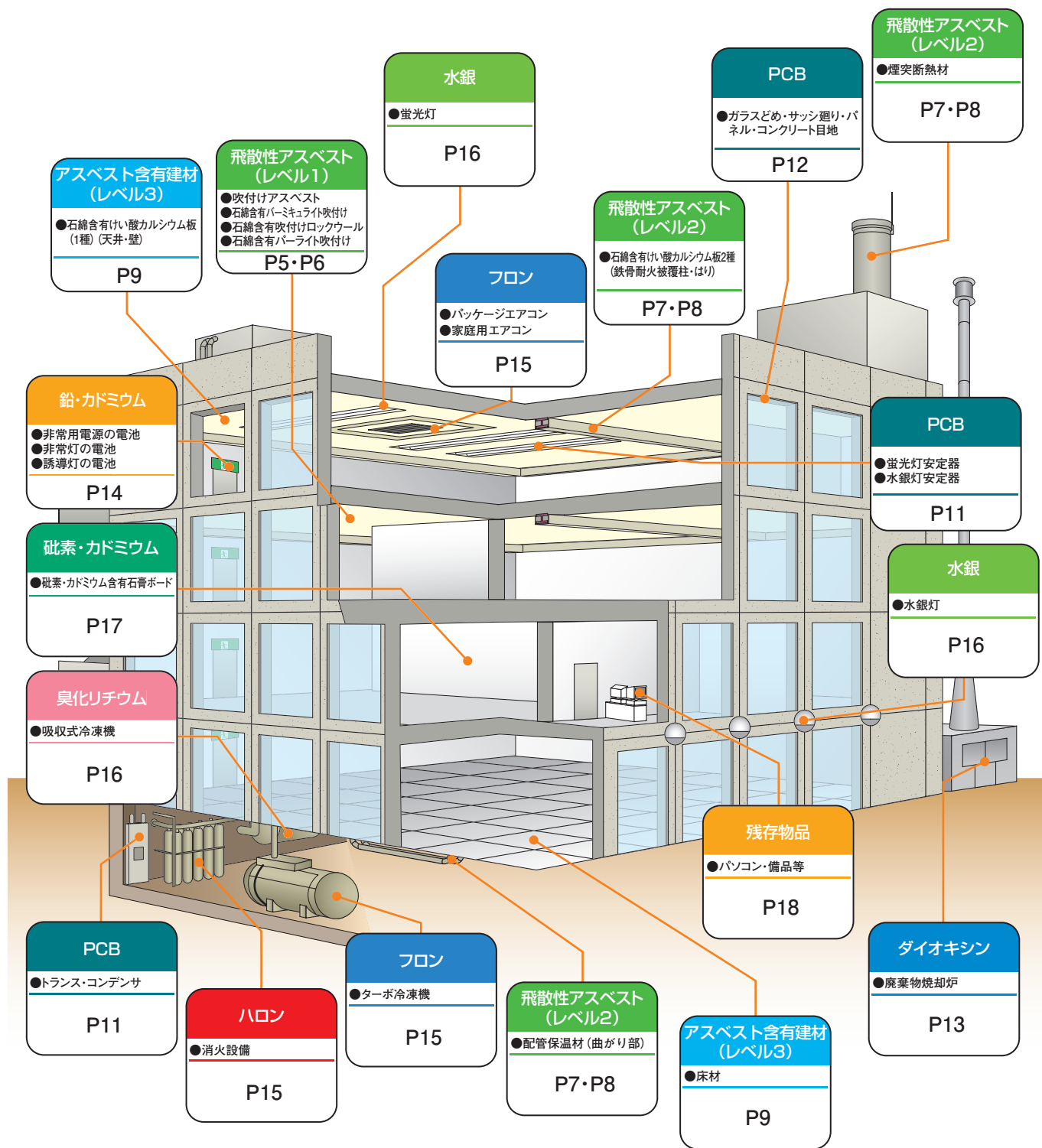
<建築物の解体工事の一般的フロー>



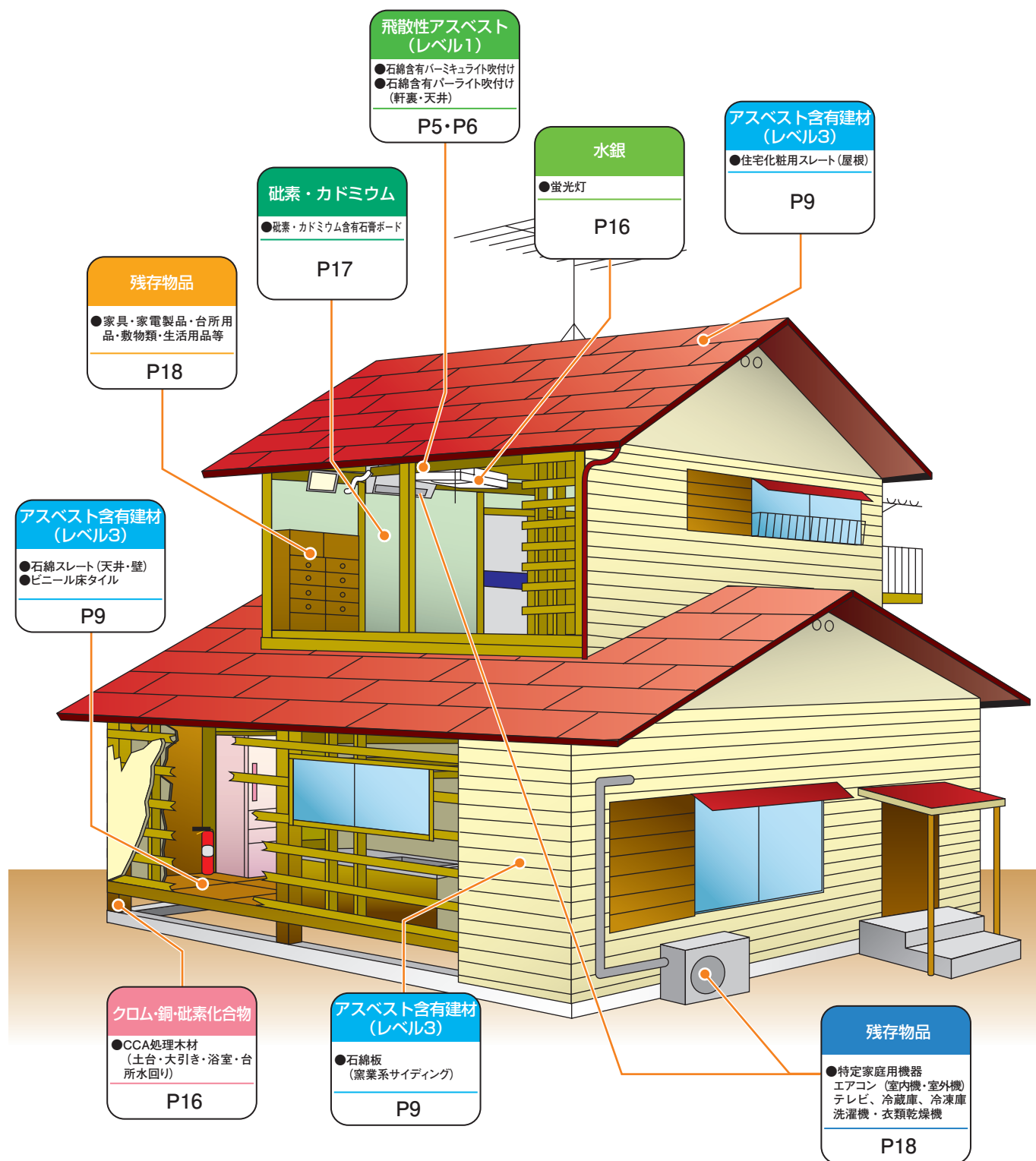
※2010年5月に改正された廃棄物処理法では、建設廃棄物の処理責任は、元請業者に一元化することが明文化されました。

目次

建築物（コンクリート造・木造）の解体・改修時に、特に注意して頂きたい有害物質等を含む建材等の主な使用箇所、及びその解説ページを枠内に示しましたので、ご参照下さい。



注) 上図の「アスベスト」は「石綿」を指す



注) 上図の「アスベスト」は「石綿」を指す

石綿含有吹付け材 【レベル1】



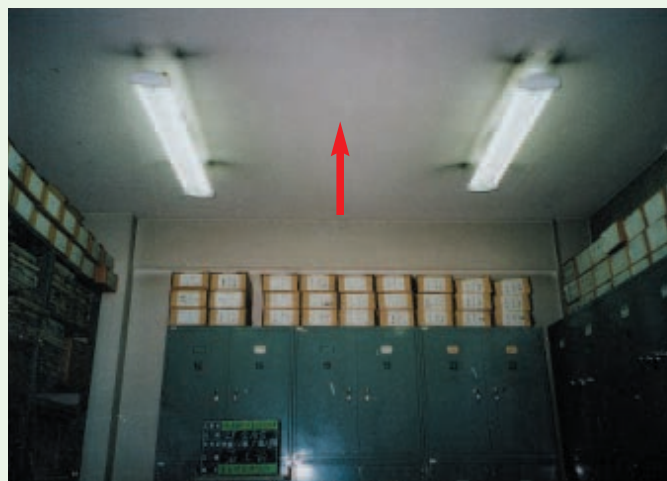
耐火被覆用吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール（S造の柱・梁等）



吸音用吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール（天井・壁等）



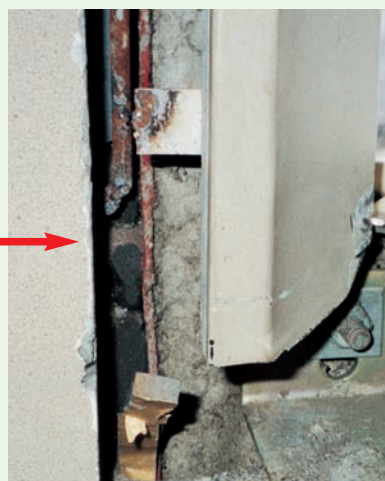
断熱用吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール（折版屋根裏、デッキプレート床裏、階段裏・庇裏等）



結露防止用の石綿含有バーミキュライト吹付け・パーライト吹付け（天井・壁等）



結露防止用吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール（カーテンウォール裏等）



出典：建設業労働災害防止協会「建築物等の解体・改修等工事における石綿作業主任者技能講習テキスト」

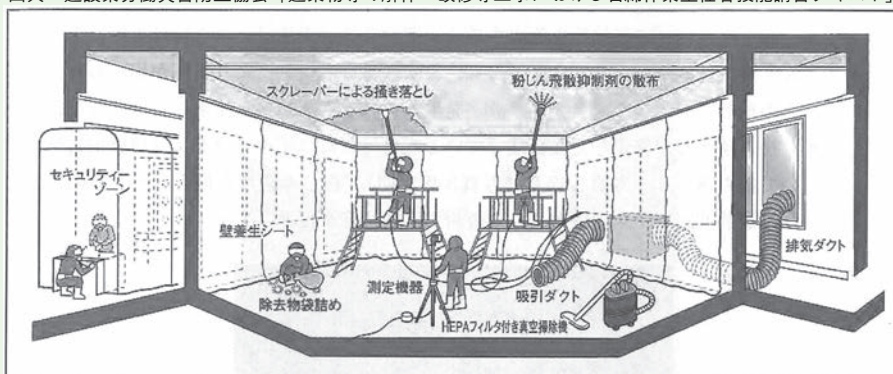


図 石綿含有吹付け材除去作業概念図



呼吸用保護具、保護衣、保護手袋、靴カバー等着用



石綿廃棄物の二重袋詰

確認方法

石綿含有製品の使用箇所（労働安全衛生法（石綿障害予防規則）、大気汚染防止法で事業者が石綿含有建材の有無の調査*を義務付け）石綿使用の有無は、石綿含有建材及び製造時期（P10を参照）並びに目視、設計図書等により調査し、判断できない場合についてはサンプリングして分析するか石綿有とみなす（分析方法 JISA1481 群による）

適用される法令と主な規制内容

労働安全衛生法：事前調査（石綿障害予防規則第3条）・作業計画の作成（石綿障害予防規則第4条）・一定規模以上工事**は事前調査結果を労基へ届出（石綿障害予防規則第4条の二）（令和4年4月施行）・工事計画届（労働安全衛生規則第88条：安衛則第90条）・前室設置の際の洗身室と更衣室の併設及び負圧状況の点検、集じん・排気装置の排気口からの石綿漏洩点検（石綿障害予防規則第6条）

石綿作業主任者の選任・作業員への特別教育・除去作業場所の負圧隔離・電動ファン付き呼吸用保護具（又はこれと同等以上の性能を有するもの）の使用等発塵を防ぎ有効なばく露防止措置

大気汚染防止法：石綿含有建材の有無の調査及び調査結果の発注者への書面による説明（18条の15）・一定規模以上工事**は事前調査結果を都道府県知事へ届出（同）（令和4年4月施行）

特定粉じん排出等作業の実施の届出（対象：吹付け石綿等の石綿含有建材の除去、封じ込め、囲い込み／届出は発注者）

隔離解除前に知識ある者による完了確認、作業計画による作業記録の規定

廃棄物処理法：「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置（都道府県等により届出必要）

都道府県等条例・要綱：上記以外にも届出等が義務付けられていることもある

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

〈解体時〉 立入禁止・看板等の設置・プラスチックシートによる隔離養生、負圧除じん、セキュリティゾーンの設置・湿润化作業員は、保護衣、電動ファン付呼吸用保護具（又はこれと同等以上の性能を有するもの）を使用
 掲示（建築物等の解体等の作業に関するお知らせ：P10参照、事前調査結果の掲示）

〈処理時〉 特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として処分

特別管理産業廃棄物の許可業者（収集運搬・処分）に処理委託

埋め立て処分の際は、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化の措置の後に耐水性の材料で2重に梱包（管理型最終処分場）

中間処理の場合は、熔融固化処理又は無害化処理

養生用プラスチックシート、保護衣等も「廃石綿等」として処理

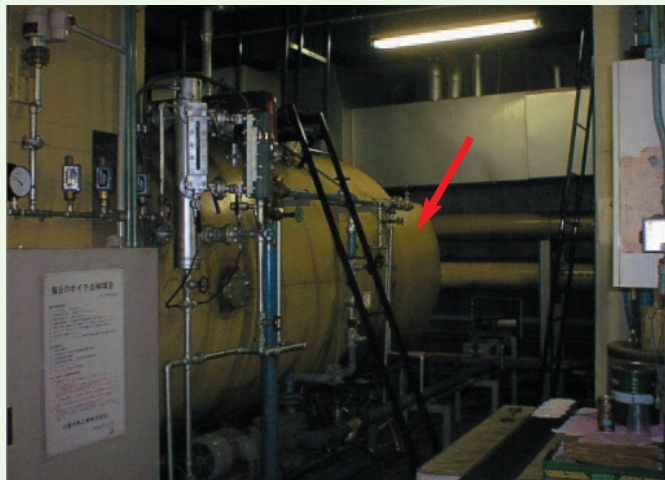
* 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正（令和2年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「改正告示」という。）が令和2年7月1日公布・施行
 令和5年10月から当該調査者による調査が義務化される。

** 80㎡以上の建築物解体工事、請負金100万円以上（税込み）の改修工事、工作物解体工事。

保温材・耐火被覆材・断熱材【レベル2】



石綿含有保温材（配管曲がり部）



石綿含有保温材（ボイラ外周部）



耐火被覆用石綿含有ケイ酸カルシウム板（2種）（S造の柱・梁）



煙突断熱材（ライニング）



屋根用折版断熱材（折版屋根裏）

煙突断熱材除去工法（例）



煙突上部及び灰出し口を隔離養生



乾式除去の専用機械

確認方法

石綿含有製品の使用箇所（労働安全衛生法（石綿障害予防規則）、大気汚染防止法で事業者に石綿含有建材有無の調査*を義務付け）石綿使用の有無は、石綿含有建材及び製造時期（P10を参照）並びに目視、設計図書等により調査し、判断できない場合についてはサンプリングして分析するか石綿有とみなす（分析方法 JISA1481 群による）

適用される法令と主な規制内容

労働安全衛生法：保温材等について切断を伴う場合は、P6と同様

事前調査（石綿障害予防規則第3条）・作業計画の作成（石綿障害予防規則第4条）・一定規模以上工事**は事前調査結果を労基へ届出（石綿障害予防規則第4条の二）（令和4年4月施行）・工事計画届（労働安全衛生規則第88条：安衛則第90条）

前室設置の際の洗身室と更衣室の併設及び負圧状況の点検、集じん・排気装置の排気口からの石綿漏洩点検（石綿障害予防規則第6条）

石綿作業主任者の選任・作業員への特別教育・当該作業員以外の立ち入り禁止・呼吸用保護具*等の使用等発じんを防止有効なばく露防止措置

大気汚染防止法：石綿含有建材有無の調査及び調査結果の発注者への書面による説明（18条の15）・一定規模以上工事**は事前調査結果を都道府県知事へ届出（同）（令和4年4月施行）・特定粉じん排出等作業の実施の届出（対象：石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材の除去、封じ込め、囲い込み／届出は発注者）かき落とし、破碎、切断により除去する場合は、隔離・負圧除じん等のばく露防止措置が必要

隔離解除前に知識ある者による完了確認、作業計画による作業記録の規定

廃棄物処理法：「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置（都道府県等により届出必要）

都道府県等条例・要綱：上記以外にも届出等が義務付けられていることもある

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物又はその他の調査及びその他の措置の対象に該当（付着物である場合には事前措置の対象）、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

〈解体時〉 立入禁止・看板等の掲示（破碎・切断等の作業を伴う場合プラスチックシートによる隔離養生、負圧除じん、セキュリティゾーンの設置）・湿潤化・作業員は保護衣、呼吸用保護具*を使用
掲示（建築物等の解体等の作業に関するお知らせ：P10参照、事前調査結果の掲示）

〈処理時〉 特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として処分

特別管理産業廃棄物の許可業者（収集運搬・処分）に処理委託

埋め立て処分の際は、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化の措置の後に耐水性の材料で2重に梱包（管理型最終処分場）

中間処理の場合は、熔融固化処理又は無害化処理

養生用プラスチックシート、保護衣等も「廃石綿等」として処理

* 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正（令和2年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「改正告示」という。）が令和2年7月1日公布・施行
令和5年10月から当該調査者による調査が義務化される。

** 80㎡以上の建築物解体工事、請負金100万円以上（税込み）の改修工事、工作物解体工事。

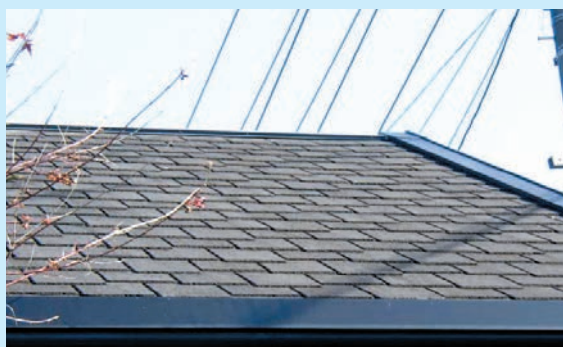
その他石綿含有建材（成形板等）【レベル3】



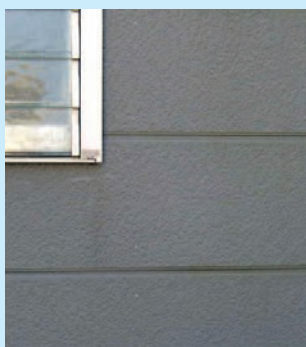
石綿スレート（屋根・外壁）



石綿含有ビニール床タイル（床）



石綿含有住宅化粧用スレート（屋根）



石綿板（窯業系サイディング）



石綿含有けい酸カルシウム板
石綿スレート（天井）

確認方法

石綿含有製品の使用箇所（労働安全衛生法（石綿障害予防規則第3条で事業者により事前調査を義務付け））

石綿の使用の有無は、石綿含有建材及び製造時期（P10を参照）並びに目視、設計図書等により調査し、判断できない場合については、サンプリングして分析することを義務付け（分析方法 JISA1481 群による）

適用される法令と主な規制内容

労働安全衛生法：事前調査（石綿障害予防規則第3条）・作業計画の作成（石綿障害予防規則第4条）・一定規模以上工事**は事前調査結果を労基へ届出る（石綿障害予防規則第4条の二）（令和4年4月施行）・

石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発生し易いものとして指定された珪酸カルシウム板第1種を切断等の方法で除去する場合は、当該作業箇所とそれ以外の作業箇所をビニルシート等で隔離、当該作業中は常時湿潤化

石綿作業主任者の選任・作業員への特別教育・関係者以外立入禁止・呼吸用保護具の使用等発じんを防止有効なばく露防止措置

大気汚染防止法：石綿含有建材の有無の調査（対象：その他石綿含有建材（成形板等）断熱材の除去、/届出は発注者）及び調査結果の発注者への書面による説明（18条の15）・一定規模以上工事**は事前調査結果を都道府県知事へ届出る（同）（令和4年4月施行）

廃棄物処理法：「石綿含有産業廃棄物」としての取り扱い

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物又はその他の調査及びその他の措置の対象に該当（付着物である場合には事前措置の対象）、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

〈解体時〉 立入禁止・看板等の掲示・撤去時、湿潤化

原則として人力作業による取り外し

作業員は、作業衣（粉じん除去の容易な素材）、呼吸用保護具を使用

掲示（建築物等の解体等の作業に関するお知らせ：P10参照、事前調査結果の掲示）

〈処理時〉 石綿含有産業廃棄物（「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」または、「廃プラスチック類」）として処理現場内で一時保管時：分別保管、シート等の飛散防止措置

委託契約時の留意等：安定型最終処分場で埋め立て処分又は熔融・無害化処理破碎許可しかない中間処理施設（熔融許可又は無害化認定を有していない）への処理委託禁止、処理委託契約書、マニフェストの「廃棄物の種類」欄に「石綿含有産業廃棄物の有無」を明記

** 80㎡以上の建築物解体工事、請負金100万円以上（税込み）の改修工事、工作物解体工事。

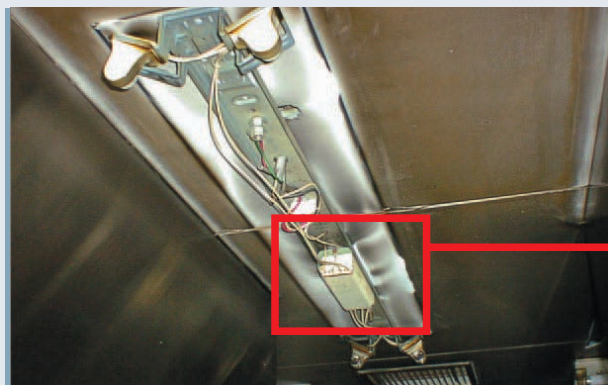
建設業労働災害防止協会「建築物の解体等工事における石綿粉じんばく露防止マニュアル」、
(社)日本石綿協会「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」(社)建築業協会による調査をもとに作成

製造時期は、最も遅くまで製造していたものの年数を示しています。これに該当している時期に製造されたものでも石綿を含有していないものもあります。
*作業で使用した器具、工具、足場等については、付着した石綿を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはいけません。

解体・改修工事の際、関係労働者や周辺住民に石綿ばく露防止対策などを知らせるために掲示

[illegible]

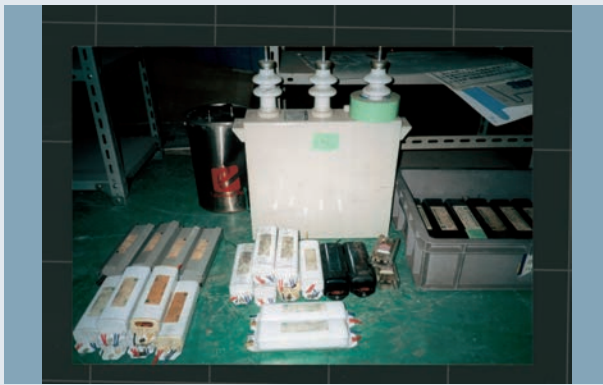
PCB (ポリ塩化ビフェニル)



蛍光灯安定器



変圧器



コンデンサー

【高濃度PCB廃棄物】

確認方法

安定器：1957～1972年に製造された蛍光灯、水銀灯等の安定器にPCBを使用したものがある
一般家庭用の蛍光灯等の安定器には使用されていない。銘板で判別できるため、各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本照明工業会のホームページを参照 <https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

変圧器・コンデンサー：1953～1972年に製造された機器の絶縁油にPCBを使用したものがある
高濃度のPCBを含有する機器は銘板で判別できるため、各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のホームページを参照 <https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/index.html>

適用される法令と主な規制内容

PCB廃棄物特別措置法：届出必要（保管、使用から保管への変更、保管場所の変更）

保管中の譲渡、譲受は禁止

電気事業法：PCB電気工作物の使用・使用変更・廃止・使用中止などを所轄する産業保安監督部長に届出
都道府県等による要綱等：届出必要（使用中PCB製品発見、紛失、不明、事故等）

廃棄物処理法：適性保管、「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置（都道府県等により届出必要）

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

建物所有者が廃棄物処理法に基づき保管し、処理施設に処理を委託

保管基準：立入禁止、看板設置（PCB廃棄物の明示）、漏洩防止措置

高濃度PCB廃棄物についてはP12に示すとおり、中間処理・環境安全事業（株）（JESCO）で処分期間内に処分

【低濃度PCB廃棄物】

1990年頃までに製造された変圧器、コンデンサー等の絶縁油に低濃度のPCBが混入しているものがある

銘板で製造年を確認するか、分析の結果PCBの濃度0.5ppm(mg/kg)以下になっていることが確認できないかぎり、特別管理産業廃棄物として取扱う、このような濃度が0.5ppmを超える低濃度PCB廃棄物については、環境大臣が認定する無害化認定施設または県・市の許可施設で処理

処理施設の一覧等：環境省のホームページ、低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/processing.html>

PCB含有シーリング材



建築物の外壁等を構成するガラス、サッシ、パネルなどの目地に使用

確認方法

1972 年以前に製造されたポリサルファイドの目地材
日本シーリング材協会で第1次判定としてシーリング材の材料
種類を確認し、第2次判定 (PCB 含有分析) の要否を判定
日本シーリング材工業会のホームページ、PCB と建築用
シーリング材—改訂版 <http://www.sealant.gr.jp/tec/pcb>

適用される法令と主な規制内容

PCB廃棄物特別措置法・廃棄物処理法

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物又は
その他の調査及び事前措置の対象
に該当、対象建設工事である場合に
は届出必要

主な措置内容

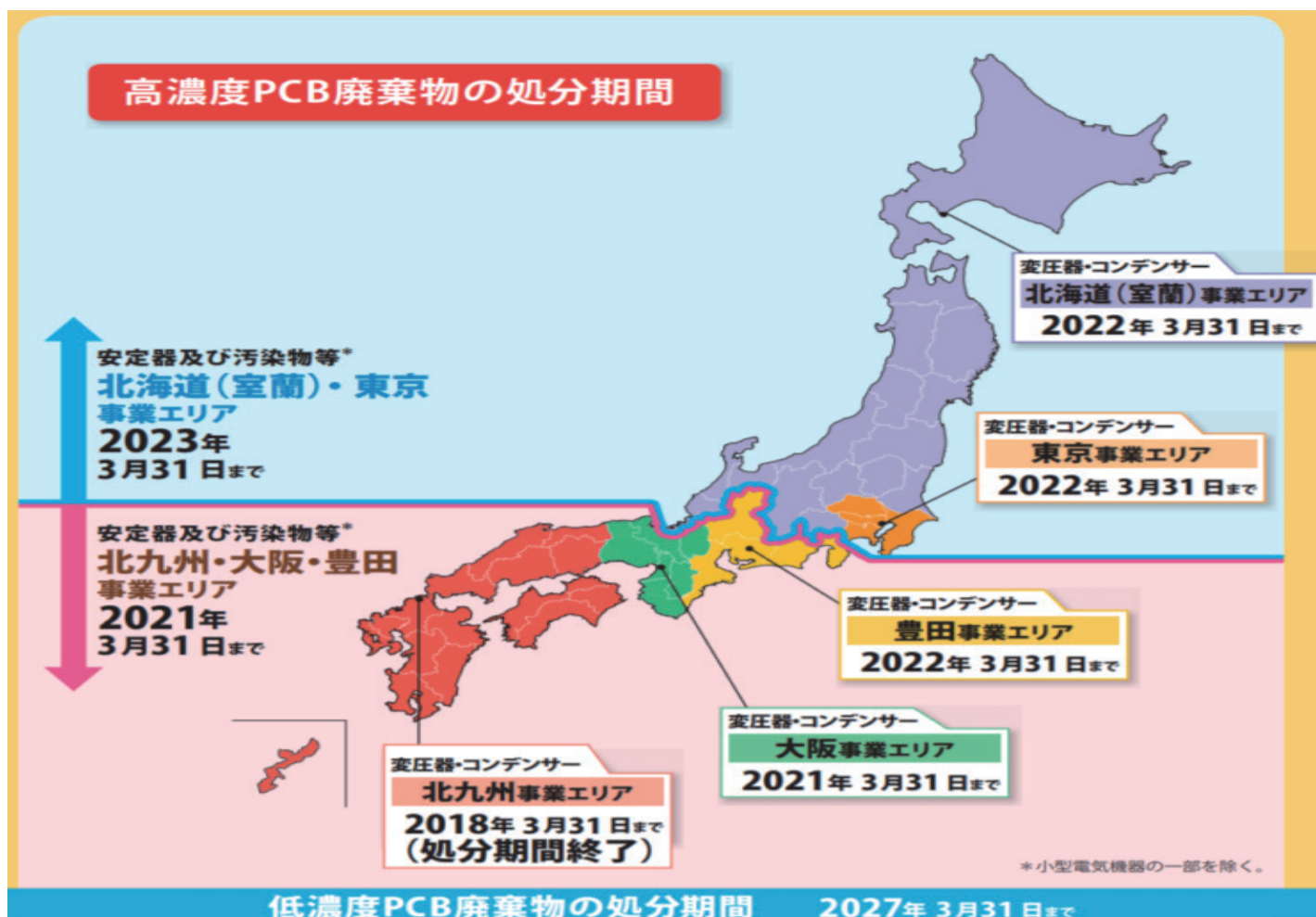
立ち入り禁止措置、撤去物散逸防止措置を行い、除去
除去物は、保管容器に収納

保管物は、建物所有者へ引き渡し、廃棄物処理法等に
基づき届出保管

問合せ先：日本シーリング材工業会

URL：<http://www.sealant.gr.jp/>

PCB廃棄物処理施設(中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO))

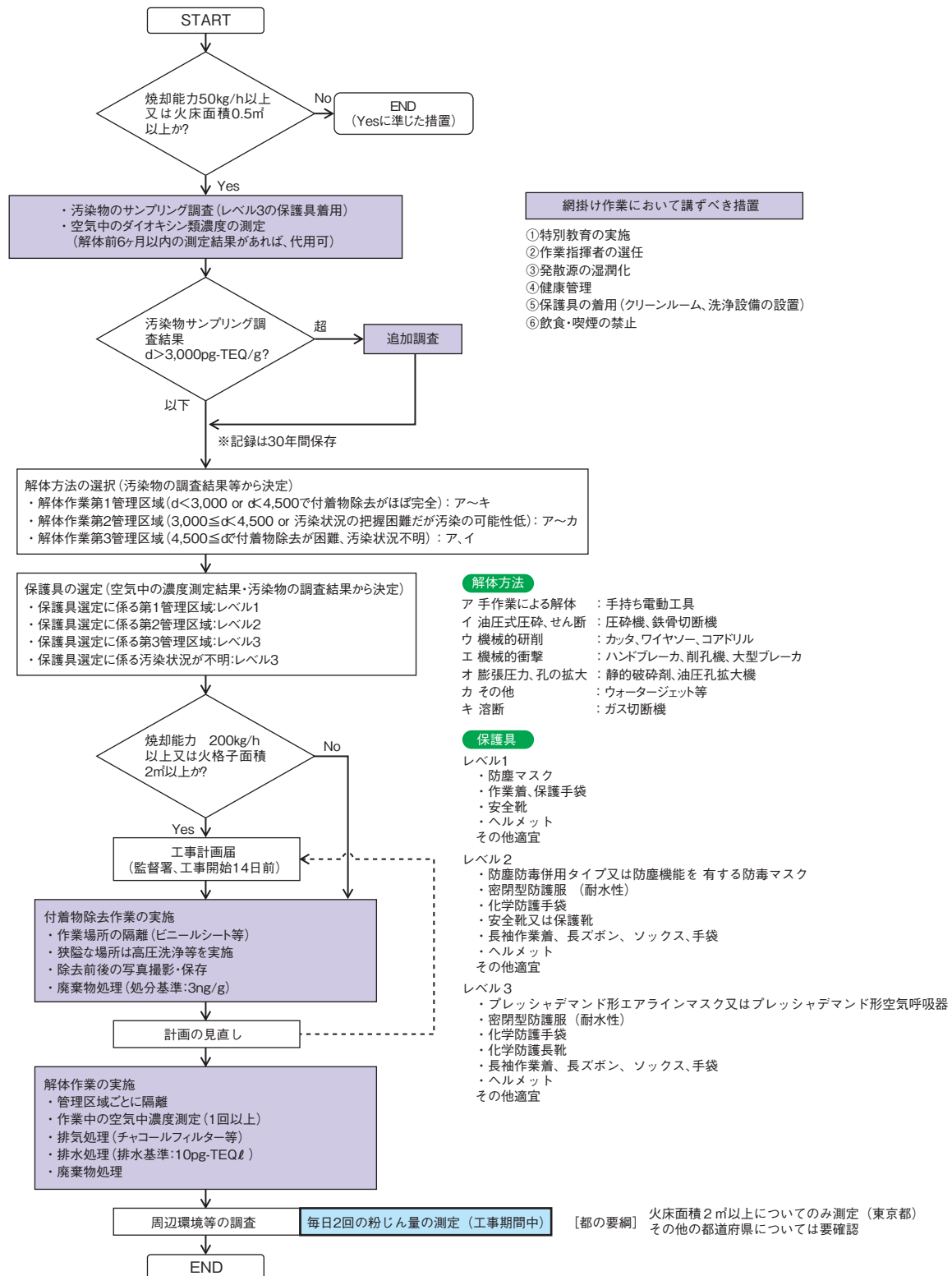


ダイオキシン類（廃棄物焼却施設解体）

廃棄物焼却施設の解体工事

- 1) 労働安全衛生規則により、廃棄物焼却施設の解体作業について、ダイオキシン類による曝露防止措置が必要となっています。
(平成13年6月1日施行)
- 2) 廃棄物焼却施設は、ダイオキシン類に汚染されている恐れがありますので、解体に際しては、以下の手順で行って下さい。

調査・対策フロー





廃棄物焼却炉



銘板

確認方法

廃棄物焼却炉

適用される法令と主な規制内容

ダイオキシン類対策特別措置法・廃棄物処理法・労働安全衛生法
 規制対象：焼却能力50kg/時または火床面積0.5㎡以上の廃棄物焼却炉解体工事焼却能力200kg/時または火格子面積2㎡以上の解体工事では労働安全衛生法により工事計画届が必要
 都道府県等により上乘規制あり
 建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

〈事前調査時〉汚染付着物のダイオキシン類分析（ダイオキシン類濃度に応じて、解体方法・保護具等が決まる）
 〈解体時〉ビニールシートによる隔離養生、負圧除じん、保護具着用の措置
 汚染付着物を除去した後、解体
 〈処理時〉汚染付着物等の処理
 3ng-TEQ/g超：特別管理産業廃棄物「ダイオキシン類」として処分
 3ng-TEQ/g以下：産業廃棄物（燃がら、ばいじん、汚泥等）として処分
 (ng：10億分の1g)

鉛・カドミウム（鉛蓄電池・ニカド電池）



鉛蓄電池



ニカド電池

確認方法

電池の種類

- ・鉛蓄電池（小形シール鉛蓄電池含む）
- ・小形二次電池：ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池
- ・その他電池：アルカリ蓄電池、乾電池など

使用設備

- ・非常用電源：鉛蓄電池、アルカリ蓄電池
- ・非常灯、誘導灯：ニカド電池

適用される法令と主な規制内容

資源有効利用促進法により小形シール鉛蓄電池及び小形二次電池の回収・リサイクルがメーカーに義務付け。

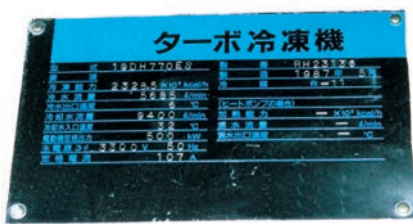
- ・小形シール鉛蓄電池については製造元の蓄電池メーカーまたは機器メーカーに問い合わせ。
- ・小型二次電池については、(一社)JBRCのホームページを参照
<https://www.jbrc.com/>

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物又はその他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

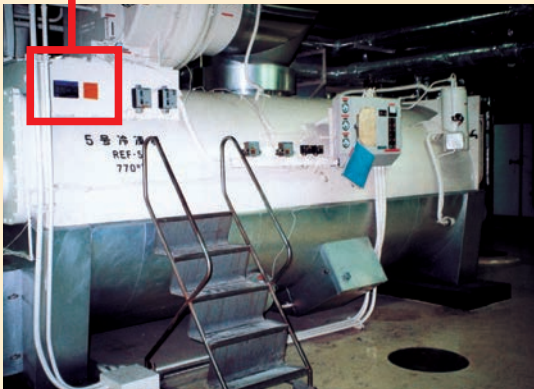
主な措置内容

〈処理時〉廃棄物は産業廃棄物として処理（硫酸を含むものは特別管理産業廃棄物）
 ・鉛蓄電池（小形シール鉛蓄電池含む）及びその他電池については製造元の蓄電池メーカー、また不明の場合には、機器製造メーカーに問い合わせ。
 ・小形二次電池については、(一社)JBRC「産業廃棄物広域認定取得（認定番号第39号）」に問い合わせ。
<https://www.jbrc.com/>

フロン（冷凍機・空調機） 家庭用エアコンを含む



銘板



ターボ冷凍機

確認方法

- 特定フロン（オゾン層の破壊大・温室効果大）：
CFC11、12、113、114（1995年製造中止）
- 特定フロン（オゾン層の破壊小・温室効果大）：
HCFC22、123等（2020年製造中止予定）
- 代替フロン（オゾン層の破壊無・温室効果大）：
HFC134a、152a、143a、32等

適用される法令と主な規制内容

フロン排出抑制法、家電リサイクル法、高圧ガス保安法
（参考法令：オゾン層保護法、地球温暖化対策推進法）
建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

業務用冷凍空調機器：（パッケージエアコン、ターボ冷凍機、業務用冷蔵庫、冷凍ショーケース、冷蔵ショーケースなど）フロン排出抑制法*（改正内容施行、令和2年4月）により該当機器の廃棄の際に規定された主な内容

①元請業者

- 解体等工事の際に、該当機器の有無を確認し、発注者（機器所有者）に「事前確認結果説明書」を交付して説明し、その写しを3年間保存

②発注者（機器所有者）

- 元請業者から交付された事前確認結果説明書を3年間保存
- フロン類を第一種フロン類充填回収業者（都道府県知事の登録業者）に引き渡し
- フロン類の引渡しの際には、行程管理票を交付し、その控え（A票）と回収業者から送付された引取証明書（E票）を3年間保存
- フロン類を回収した後の機器をリサイクル業者などに引き渡す場合は、引取証明書（E票）の写しを交付

●事前確認結果説明書、行程管理票などの詳細

（一財）日本冷媒・環境保全機構のホームページを参照

<https://www.jreco.or.jp/koutei.html>

●法改正に伴う啓発リーフレット（環境省、経済産業省）

建設・解体業者の皆様へ

http://www.env.go.jp/earth/earth/leaflet_kaitai2.pdf

●フロン類は、オゾン層破壊物質であると同時に、高い地球温暖化係数をもった温室効果ガスである

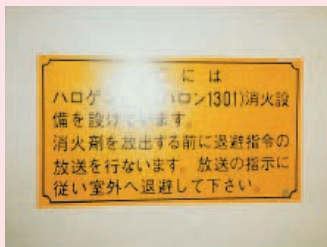
<各温暖化ガスの地球温暖化係数>

CO₂ : 1
CFC11 : 4,000
SF₆ : 23,900

（高圧機器等に使用されている六フッ化硫黄）

* 機器のユーザーに定期点検による漏えいの防止、一定のユーザーに漏えい量の年次報告を義務づけ
・ フロン類の充填業者の登録制、再生業者の許可制を導入

ハロン（消火設備）



消火設備

確認方法

現在製造中止（17,000トン使用中）

消火設備全般を確認必要

適用される法令と主な規制内容

高圧ガス保安法、消防法（参考法令：オゾン層保護法、地球温暖化対策推進法）

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

消火設備の制御盤、捜査箱に記載の製造元に回収を依頼
回収等の詳細：特定非営利法人 消防環境ネットワーク
のホームページを参照 <http://www.sknetwork.or.jp/>

TEL：03-5404-2180

水銀（蛍光灯・水銀灯）



蛍光灯



水銀灯

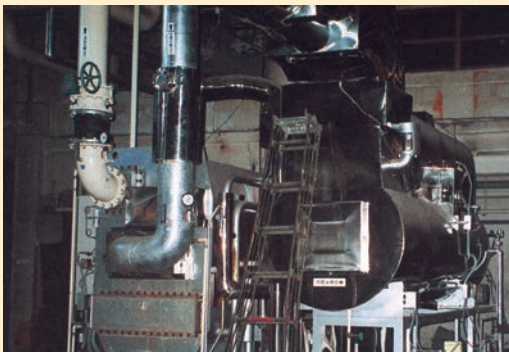
確認方法

蛍光灯、HID ランプ、低圧放電ランプ（白熱電球、ハロゲン電球、LED ランプには水銀を使用していない）
詳細は（一社）日本照明工業会のホームページを参照（事業者向け水銀使用ランプの種類と見分け方）
<https://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm#shu>

主な措置内容

- 処理の委託：「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること
- 収集・運搬：破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること
- 処分・再生：水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること
安定型最終処分場への埋立は行わないこと
- 委託契約書：委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること（注）平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません
- マニフェスト：産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量を記載すること
- 廃棄物保管場所の掲示板：産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること
- 建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

臭化リチウム（吸収式冷凍機）



吸収式冷凍機

確認方法

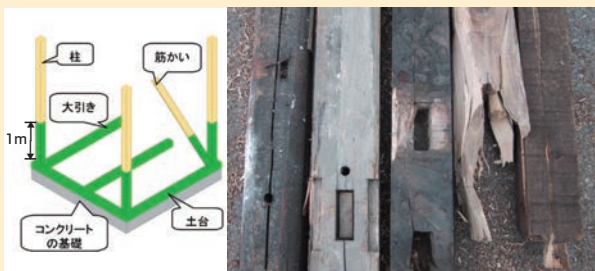
吸収式冷凍機に使用されている

主な措置内容

- 産業廃棄物「廃アルカリ」の処分業許可を有する処理施設にて処分
- 建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

クロム、銅、砒素化合物（CCA処理木材）

■土台・大引き等で使用されている（緑部分）



土台・表面塗布
土台
土台・表面塗布
土台・無色塗布
土台・クレオソート

CCA等の処理木材の例

確認方法

土台・大引き等に使用されている（土台から上1mの範囲）
地域によっては、他にも使用（1960年代後半～1990年代まで使用）

主な措置内容

- CCA注入部分と、それ以外を分離・分別する
- CCA注入部分については廃棄物処理法に基づき焼却又は管理型最終処分場で埋立てる。それ以外は再資源化
- 分離・分別が困難な場合は廃棄物処理法に基づき全て焼却又は管理型最終処分場で埋立てる
- 建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

砒素・カドミウム(砒素・カドミウム含有石膏ボード)



砒素・カドミ含有石膏ボード



化粧石膏ボード



注：上記の許可番号の277057の他、277058も該当する。



注：上記の許可番号の265024の他、265023も該当する。

確認方法

主に東北地方を中心に東日本で使用された。ボード裏面の下図表示を確認

砒素含有石膏ボード

小名浜吉野石膏ボードいわき工場：

1973～1997年4月製造のもの

ボード裏面表示：吉野石膏OY

ロット番号03 73 241050C

(3月)(1973年)

カドミウム含有石膏ボード

日東石膏ボード八戸工場：1992～1997年製造のもの

適用される法令と主な規制内容

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

廃棄物処理法：管理型最終処分場に埋立て

主な措置内容

〈解体時〉分別解体

〈処理時〉メーカー引取りまたは、管理型最終処分場に埋立処分

建築用断熱材等



木毛セメント板（打ち込み）

確認方法

建設図書又は目視等で確認

適用される法令と主な規制内容

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

〈事前措置〉特定建設資材に付着物がある場合、工事着手前に付着物を除去

フロン含有の発泡ウレタン、発泡ポリスチレンなどではできるだけ大きく剥ぎ取り、極力焼却処分



発泡ウレタン断熱材（吹きつけ）



発泡ポリスチレン（打ち込み）

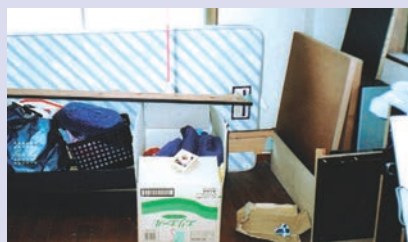
残存物品



特定家庭用機器
(家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)



パソコン



その他 (タンス等)



※エアコン室外機は特定
家庭用機器としてメー
カーへ

確認方法

什器、備品、家具等

家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 (家電リサイクル法対象の特定家庭用機器)
パソコン等の建物に固定されていない残存物品

適用される法令と主な規制内容

建設リサイクル法: 「分別解体等の計画等」 その他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

主な措置内容

〈事前措置〉 残存物品が有る場合、発注者に撤去を要請し、着手前に撤去を確認する

〈処 理 時〉 家庭から生じる残存物品は一般廃棄物、事業所から生じる残存物品は一般廃棄物 (木造家具等) と産業廃棄物 (金属製家具等) に分けて処分

特定家庭用機器は、家電リサイクル法により、メーカーが引き取りリサイクル

問合せ先: (一財) 家電製品協会
(TEL: 0120-319-640 URL: <https://www.aeha.or.jp/>)

業務用エアコン、業務用冷凍空調機器等が住宅にとりつけられている場合の処理方法については、P15を参照

パソコンは資源有効利用促進法によりメーカーが引き取りリサイクル

問合せ先: (一社) パソコン3R推進協会
(URL: <https://pc3r.jp/>)

お問い合わせ先

お問い合わせ	ホームページアドレス	TEL
(一社) JATI 協会 (旧 (社) 日本石綿協会)	http://www.jati.or.jp/	
せんい強化セメント板協会	http://www.skc-kyoukai.org/	03-5445-4829
(一社) 日本照明工業会 (PCB 含有蛍光灯安定器)	https://www.jilma.or.jp/	03-6803-0501
中間貯蔵・環境安全事業 (株)	https://www.jesconet.co.jp/	03-5765-1911
(一社) 日本電機工業会 (PCB 含有トランス・コンデンサ)	https://www.jema-net.or.jp/	
特定非営利活動法人 消防環境ネットワーク (ハロン)	http://www.sknetwork.or.jp/	03-5404-2180
(一財) 家電製品協会 (家電リサイクル)	https://www.aeha.or.jp/	0120-319-640
(一社) JBRC (小型充電式電池)	https://www.jbrc.com/	
日本シーリング材工業会	http://www.sealant.gr.jp/	
(一社) 石膏ボード工業会	http://www.gypsumboard-a.or.jp/	
(一社) パソコン3R推進協会 (パソコンリサイクル)	https://pc3r.jp/	

都道府県等の問合せ窓口

都道府県	建設リサイクル法及び指針に関する問合せ先（令和5年4月）		産業廃棄物等に関する問合せ先（令和5年4月）	
	担当部局名・担当課等名	電 話	担当部局名・担当課等名	電 話
1北海道	建設部 住宅局 建築指導課（届出、普及）	011-204-5578	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課	011-204-5196
	建設部 建設政策局 建設管理課技術管理係（指針）	011-204-5589		
2青森県	県土整備部 整備企画課 技術管理グループ（指針、土木）	017-734-9645	環境生活部 環境保全課 廃棄物・不法投棄対策グループ	017-734-9248
	県土整備部 建築住宅課 建築指導グループ（建築）	017-734-9693		
3岩手県	県土整備部 建設技術振興課	019-629-5951	環境生活部 資源循環推進課	019-629-5366
4宮城県	環境生活部 廃棄物対策課	022-211-2463	環境生活部 廃棄物対策課	022-211-2463
5秋田県	建設部 技術管理課 調整・建設マネジメントチーム	018-860-2431	生活環境部 環境整備課 廃棄物対策チーム	018-860-1624
6山形県	県土整備部 建設企画課	023-630-2772	環境エネルギー部 循環型社会推進課	023-630-3021
7福島県	土木部 建築指導課	024-521-7523	生活環境部 産業廃棄物課	024-521-7264
8茨城県	土木部 検査指導課 建設リサイクル担当	029-301-4386	県民生活環境部 廃棄物規制課	029-301-3027
9栃木県	県土整備部 技術管理課 技術調整担当	028-623-2421	環境森林部 資源循環推進課 審査指導班	028-623-3154
	県土整備部 建築課 建築指導班	028-623-2514		
10群馬県	県土整備部 建設企画課 建設業対策室	027-226-3524	環境森林部 廃棄物・リサイクル課	027-226-2861
	県土整備部 建設企画課 技術調査係（指針）	027-226-3531		
11埼玉県	県土整備部 建設管理課 建築技術・積算担当	048-830-5192	環境部 産業廃棄物指導課	048-830-3135
12千葉県	県土整備部 技術管理課 建設リサイクル推進班	043-223-3440	環境生活部 循環型社会推進課 環境保全活動推進班	043-223-2760
13東京都	都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課	03-5388-3231	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課	03-5388-3446
	都市整備局 市街地建築部 建築企画課	03-5388-3341		
14神奈川県	県土整備局 都市部 技術管理課 建設リサイクルグループ	045-285-3203	環境農政局 環境部 資源循環推進課	045-210-4147
15新潟県	土木部 技術管理課	025-280-5391	環境局 資源循環推進課	025-280-5161
16富山県	土木部 建設技術企画課	076-444-3298	生活環境文化部 環境政策課	076-444-9618
	土木部 建築住宅課	076-444-3357		
17石川県	土木部 監理課技術管理室	076-225-1787	生活環境部 資源循環推進課	076-225-1474
	土木部 建築住宅課	076-225-1778		
18福井県	土木部 土木管理課 技術管理グループ	0776-20-0471	安全環境部 循環社会推進課	0776-20-0317
19山梨県	県土整備部 技術管理課	055-223-1682	環境・エネルギー部 環境整備課	055-223-1518
	県土整備部 建築住宅課	055-223-1735		
20長野県	建設部 建築住宅課	026-235-7339	環境部 資源循環推進課	026-235-7203
21岐阜県	都市建築部 建築指導課	058-272-8680	都市建築部 建築指導課	058-272-8680
22静岡県	交通基盤部 建設経済局 技術調査課	054-221-2168	くらし・環境部 環境局 廃棄物リサイクル課	054-221-3349
23愛知県	建築局 建築指導課（建り法）	052-954-6570	環境局 資源循環推進課	052-954-6236
	建設局 土木部 建設企画課（指針）	052-954-6508		
24三重県	県土整備部 技術管理課	059-224-2918	環境生活部 資源循環推進課	059-224-2385
25滋賀県	土木交通部 建築課 建築指導室（建り法）	077-528-4258	琵琶湖環境部 循環社会推進課廃棄物対策室	077-528-3475
	琵琶湖環境部 循環社会推進課 廃棄物対策室	077-528-3475		
26京都府	建設交通部 建築指導課（建築）	075-414-5346	総合政策環境部 循環型社会推進課	075-414-4718
	建設交通部 指導検査課（指針、土木）	075-414-5219		
27大阪府	都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課	06-6941-0351 （内 3092）	環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課	06-6210-9570
28兵庫県	まちづくり部 建築指導課	078-362-3608	環境部 環境整備課	078-362-3281
29奈良県	県土マネジメント部 技術管理課 建築技術係	0742-27-7613	水循環・森林・景観環境部 廃棄物対策課	0742-27-8747
30和歌山県	県土整備部 県土整備政策局 技術調査課	073-441-3083	環境生活部 環境政策局 循環型社会推進課	073-441-2692
31鳥取県	県土整備部 技術企画課	0857-26-7410	県土整備部 技術企画課	0857-26-7410
32島根県	土木部 技術管理課	0852-22-5942	環境生活部 廃棄物対策課	0852-22-6302
33岡山県	土木部 技術管理課	086-226-7460	環境文化部 循環型社会推進課	086-226-7308
	土木部 都市局 建築指導課	086-226-7499		
34広島県	環境文化部 循環型社会推進課	086-226-7308	環境県民局 産業廃棄物対策課	082-513-2963
35広島県	土木建築局 技術企画課	082-513-3853	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
36山口県	土木建築部 技術管理課 技術指導班	083-933-3636	危機管理環境部 環境指導課	088-621-2278
37徳島県	県土整備部 建設管理課	088-621-2622	環境森林部 循環型社会推進課	087-832-3226
38香川県	土木部 技術企画課	087-832-3510	県民環境部 環境局 循環型社会推進課 計画推進グループ	089-912-2356
39愛媛県	土木部 土木管理局 土木管理課 技術企画室	089-912-2648	林業振興・環境部 環境対策課	088-821-4524
40高知県	土木部 技術管理課	088-823-9826	環境部 監視指導課	092-643-3395
41福岡県	建築都市部 建築指導課	092-643-3720	環境部 監視指導課	092-643-3395
42福岡県	環境部 循環型社会推進課（指針）	092-643-3372		
43佐賀県	県土整備部 建設・技術課	0952-25-7153	県民環境部 循環型社会推進課	0952-25-7078
44長崎県	土木部 建設企画課	095-894-3023	環境部 資源循環推進課	095-895-2375
45熊本県	土木部 土木技術管理課	096-333-2490	環境生活部 環境局 循環社会推進課	096-333-2278
46大分県	土木建築部 建設政策課	097-506-4561	生活環境部 循環社会推進課	097-506-3127
47宮崎県	県土整備部 技術企画課	0985-26-7178	環境森林部 循環社会推進課	0985-26-7081
48鹿児島県	土木部 監理課 技術管理室	099-286-3515	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2579
49沖縄県	土木建築部 技術・建設業課 技術管理班	098-866-2374	環境部 環境整備課	098-866-2231

※労働安全衛生法に関する問合せ先：各地方労働局・労働基準監督署
※フロン排出抑制法及びフロン類破壊業者の許可申請の問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策推進室 03-3581-3351（代） 経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護推進室 03-3501-1511（代）

編集・発行：建設副産物リサイクル広報推進会議 <https://www.suishinkaigi.jp/>
事務局（一財）先端建設技術センター企画部 Tel.03-3942-3991

- 参考となる資料
- 国土交通省のリサイクルホームページ 建築物の解体工事等における参考資料（アスベスト等）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0308/page_030804asbestos.htm
（1）目で見えるアスベスト建材（第2版）【PDF】 （2）アスベスト関係法令等ポスター【PDF】
 - 石綿（アスベスト）含有建材データベース（国土交通省・経済産業省）
<https://www.asbestos-database.jp/>



古紙・パルプ配合率60%再生紙を使用しています

建設副産物リサイクル広報推進会議とは

建設副産物リサイクル広報推進会議は、国土交通省、都道府県、政令市等から構成される各地方建設副産物対策連絡協議会や建設業団体など、関係機関が一体となって建設副産物のリサイクルに関する普及啓発活動を推進するため、平成4年5月に設立された団体です。

2023年6月